

## 多重債務者の支援について

警察庁が公表した、平成21年（1～12月）の全国の自殺者数は、3万2845人と、12年連続で3万人超となりました。自殺の動機別では、「失業」や「生活苦」が大幅に増加し、雇用悪化や生活困窮の深刻さがうかがえます。

例えば、借金で悩む方の中には、心身ともに疲れきり、自殺を考えるケースも多くあると聞いております。このような多重債務者の自殺は、借金問題などを含めた複合要因で起きることも多いようです。

追いつめられた多重債務者を、あらゆるチャンネルで見つけて、行政の資源を活用して総合的に生活再建を支援することは、自殺や犯罪を防ぎ、社会不安の解消に繋がり、市民の安心安全な暮らしを守ることにになると考えます。

そこで2点お尋ねします。

多重債務者の借金問題を解決するだけでは生活再建ならず、複合的要因の解決や支援、またはその後の生活を支援していくことが必要であると考えます。

例えば、精神疾患やギャンブル依存症などの心の問題の治療やカウンセリング、雇用の確保のための就労支援、再度借金しないための家計管理の指導やカウンセリング、孤独にならないための地域コミュニティにおける居場所づくり、債務整理して貸付が受けられない人のためのセイフティネット貸付制度、悪質な貸付業者被害の撲滅のための金融機関や携帯電話会社、警察の連携による徹底した取り組み強化などが考えられますが、これらの取り組みについて県としてのお考えを県民生活部長にお伺いします。

2点目は、こうした取り組みをする体制づくりや仕組みづくりについてです。

こうした取り組みを効果的に進めるためには、行政だけではなく、借金問題や雇用、貧困等に取り組む民間団体やNPO、自助グループ、法律家、医師、金銭管理などの専門家と、協働で実施していく体制づくりが必要であると考えます。そして、こうした協働の役割が実践的に運用されるように、包括的な支援の仕組みづくりをすることも求められると考えますが、こうした体制づくりや仕組みづくりについて、県としてどのように支援していくことができるのか県民生活部長にお伺いします。